

文 政 第 5 9 7 号
平成 1 5 年 7 月 1 8 日

沖 縄 市 長
仲宗根 正和 殿

沖 縄 県 知 事
稲 嶺 惠 一

倉浜衛生施設組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書
に対する知事意見

平成 1 5 年 3 月 2 7 日付けで、みだしの環境影響評価方法書が沖縄県環境影響評価条例
第 6 条第 1 項の規定に基づき送付されたところであるが、同条例第 1 0 条第 1 項の規定に
基づき、当該方法書について環境の保全の見地からの意見を別添のとおり述べる。

文 政 第 5 9 8 号
平成 1 5 年 7 月 1 8 日

具志川市長 殿

沖 縄 県 知 事
稲 嶺 恵 一

倉浜衛生施設組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書
に対する知事意見写しの送付について

平成 1 5 年 3 月 2 7 日付けで、みだしの環境影響評価方法書が沖縄県環境影響評価条例
第 6 条第 1 項の規定に基づき送付されたところであるが、同条例第 1 0 条第 1 項の規定に
基づき、平成 1 5 年 7 月 1 8 日付け文政第 5 9 7 号により、環境の保全の見地からの意見
を別添のとおり述べましたので、同条例第 4 項の規定によりその書面の写しを送付します。

文 政 第 5 9 8 号
平成 1 5 年 7 月 1 8 日

石川市長 殿

沖 縄 県 知 事
稲 嶺 恵 一

倉浜衛生施設組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書
に対する知事意見写しの送付について

平成 1 5 年 3 月 2 7 日付けで、みだしの環境影響評価方法書が沖縄県環境影響評価条例
第 6 条第 1 項の規定に基づき送付されたところであるが、同条例第 1 0 条第 1 項の規定に
基づき、平成 1 5 年 7 月 1 8 日付け文政第 5 9 7 号により、環境の保全の見地からの意見を
別添のとおり述べましたので、同条例第 4 項の規定によりその書面の写しを送付します。

倉浜衛生施設組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書 に対する知事意見

当該事業の予定地は、既存のごみ処理施設の近隣に位置しているものであるが、自然度の高い地域であり、その周辺には市民の憩いの場となっている倉敷ダム及び予定地南側には上水道の水源である天願川支流のカニラン川が存在していることから、大気汚染や水質汚濁をはじめ、自然環境や景観、自然との触れ合い活動への影響についても十分な配慮が必要である。

また、予定地周辺には既存のごみ処理施設や民間の産業廃棄物処理施設、最終処分場等が存在していることから、本事業の実施に当たっては、これらの施設による複合的な影響を考慮しつつ、科学的・客観的な調査、予測及び評価を行い、周辺住民等の理解を得ることが重要である。

以上のことから、下記の事項に基づき調査・予測手法等を再検討した上で環境影響評価を実施し、その結果を事業内容や環境保全措置に反映させる必要がある。

記

【全体的事項】

- 1 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定理由等については、事業特性及び地域特性の勘案状況も含め結論に至る過程、根拠、理由を具体的に記載すること。また、予測・評価に当たって、参考とした類似事例については、その事業特性、地域特性に係る類似性を示すとともに、予測・評価の内容についても具体的に記載すること。
- 2 当該ごみ処理施設の処理方式、施設規模、施設計画等については、環境保全上の観点から複数案を比較することにより決定することを検討すること。また、その際には、これらの検討経緯及び決定した根拠等を記載すること。
- 3 環境影響評価を実施するためには、事業内容及び計画が明らかにされる必要があることから、準備書においては、次の事項を明らかにすること。
また、事業実施予定地周辺の湿地は米軍用地内にあり、戦後手付かずの状態で見られることから、湿地の重要性を勘案した事業内容・計画とすること。
 - (1) 事業実施区域の面積
 - (2) 切土・盛土の土工量及び造成計画・運土計画(土砂の購入先及び搬入ルートを含む。また、残土が発生する場合においては、その搬出先も含む)
 - (3) 重機投入計画・資材搬入計画(建設機械毎の台数、資材の搬入ルートを含む)
 - (4) 建築物の具体的な大きさ・形状、施設配置、緑化計画等
 - (5) 詳細な工事工程
- 4 緑化計画について、事業実施区域周辺にはリュウキュウマツ群落など自然度が高い植生が見られることから、造成工事により伐採される樹木等が最小限となるよう配慮するとともに、貴重種等については移植を行うことを検討すること。また、移植や新たな植栽を行う場合には、移植・植栽対象種、時期、位置等を明らかにすること。

- 5 対象事業実施区域の選定経緯については、これまでに検討された5候補地の位置や面積等について示すとともに、選定の検討経緯・結果、根拠について具体的に記載すること。また、現有施設の敷地内における施設の建て替えの可能性についても検討するとともに、その結果については準備書に記載すること。
- 6 今後検討されることとなる事後調査は、予測の不確実性を補うための重要な調査であることから、予測地点については、事後調査を考慮させて設定すること。
- 7 準備書を作成するに当たっては、法令等に基づく規制基準値等は最新のものを用いるとともに、新たに追加した資料があれば出典を明記すること。

【大気環境関係】

- 8 大気質について
 - (1) 大気質の現地調査期間は4季としていることから、季節による風向を踏まえ、対象事業実施区域の北側である石川市側にも調査地点を設定することについて検討すること。
 - (2) 気象条件の風速については超過確率についても解析を行い、これを用いた予測・評価を行うことについて検討すること。
 - (3) ごみ処理施設の稼働に伴う大気質の予測手法については、バックグラウンド濃度の設定が予測の重要な要素となる。バックグラウンドの設定については、将来的に近傍の「中部北環境施設組合ごみ処理施設」及び「(株)倉敷環境」の各焼却施設が稼働する予定であることから、それらの諸元も考慮して設定することについて検討すること。
 - (4) ごみ処理施設稼働に係る大気汚染物質の予測については、最大着地濃度地点及び最大着地濃度を示すとともに、予測コンターを示すことについて検討すること。
 - (5) 供用時の廃棄物運搬車両の走行に係る大気質予測地点の設定については、ごみ処理施設へのアクセス道路となっている市道についても予測地点に加えることについて検討すること。
- 9 騒音・振動について
 - (1) 供用時のごみ処理施設の稼働に係る騒音・振動について、敷地境界線上においても予測・評価を行うとともに、周辺的生活環境に与える影響については距離減衰式等を用いて定量的な予測を行うこと。
 - (2) 工事中の資機材の運搬車両及び供用時の廃棄物運搬車両の走行に係る騒音の予測地点については、想定されている資機材運搬車両等のアクセス経路を考慮し、市道周辺や職業能力開発短大についても予測地点として追加することについて検討すること。
 - (3) 供用時のごみ処理施設の稼働に係る振動の予測地点として、「職業能力開発短大」を選定していることから、建設機械の稼働による振動の予測地点に同地点を追加することにつ

いて検討すること。

10 悪臭について

- (1) 悪臭の調査・予測地点の設定については、供用後のごみ処理施設からの漏洩のみだけでなく、廃棄物運搬車両からの漏洩のおそれもあることから、廃棄物運搬車両のごみ処理施設へのアクセス経路を踏まえ、再度検討すること。また、不特定多数の人の利用が想定される場所として東南植物楽園を調査地点に追加することについても検討すること。
- (2) 悪臭の予測・評価については、事業特性及び地域特性を勘案するのみだけでなく、臭いの相乗作用という悪臭の特性を考慮して行うこと。

【水環境関係】

11 赤土等による水の濁りについて

- (1) 対象事業実施区域の土壌は赤色土壌に区分されており、工事の実施による赤土等の流出に関する詳細なデータを把握する必要があることから、降雨時調査の手法については、濁度の自動連続測定器等の設置による方法を選定することについて検討すること。
- (2) 対象事業実施区域内の調査地点については、赤土等流出防止対策施設の配置に応じて設定すること。
- (3) 予測対象時期等については、工事の実施により水の濁りが最大となる時期と赤土等の河川への堆積による累積的影響が最大となる時期とは異なることを考慮し、再度検討すること。

12 地下水、水象について

- (1) 対象事業実施区域周辺では農業用水として地下水の利用があることから、調査すべき情報として、地下水については水位と利用状況(井戸の位置や地下水の利用地域等)、水象については水位と流動を追加すること。
- (2) 地下水に係る調査・予測地域については、地下水の流動を把握するために地下水の流域に着目し、水循環における涵養域と流出域を把握することが必要であることから、地形・地質調査の結果及び当該計画地と周辺の自然環境等を十分検討し、見直すこと。

【土壌環境関係】

13 土壌汚染について

- (1) 土壌汚染に係る調査地点については、対象事業実施区域の北側及び南側にも設定することについて検討させること。
- (2) 土壌汚染に係る予測地点として、ごみ処理施設から排出される大気汚染物質の最大着地濃度の予想される地点を追加すること。また、最大着地濃度の予想される地点の近傍に河川、湿地等が存在する場合は、地表に到達した大気汚染物質が降雨等によりこれら

に流れ込み、水質及び水生生物に影響を与えるおそれがあることを考慮し、ごみ処理施設の稼働が水生生物に与える影響についても項目として選定することについて検討すること。

- (3) 土壌汚染の予測対象時期等については、ごみ処理施設の稼働期間を考慮し、大気汚染物質の土壌への累積的影響を定期的に把握できる時期を設定し、予測・評価を行うことについて検討すること。
- (4) 予測・評価を行う際には、当該計画による新施設と現有施設のばいじん及びダイオキシン類の排出量についても比較を行うこと。

【自然環境関係】

14 陸域生物について

- (1) 陸域生物について、工事の実施による赤土等の水の濁りや水象の変化及び供用後の施設排水の放流によりカニカラン川及び湿地に生息する水生生物等へ影響を与えるおそれがあることから、調査項目として魚類や甲殻類等の水生生物を追加させること。また調査・予測地域としてカニカラン川流域及び湿地についても追加させること。
- (2) 調査期間等については、動植物は限られた時期に出現するものや繁殖行動をとるものがあることも考慮して設定すること。

15 生態系について

- (1) 生態系の調査地域及び調査期間等については、陸域生物と整合を図るとともに、注目種及び群集の生態、行動圏、生活史等を考慮して設定すること。
- (2) 対象事業実施区域は自然度の高い地域であり、動物種が当該地域をどのように利用しているかによって対象事業実施区域の価値及びそれぞれの動物種へ与える影響は異なることから、注目種の生息・生育に関する基盤環境の利用状況についても調査し、それぞれの種に応じた適切な調査、予測、評価手法を選定するとともに、その結果を踏まえた環境保全措置について検討すること。
- (3) 当該事業予定地は現在、森林を中心とする自然地被材料で覆われているが、それを切土・盛土などの造成とその表面を人為的な不透水材料などで覆うことにより、地形や地表面の状況が大きく変化すると考えられることから、ごみ処理施設の存在による微気象の変化について予測・評価を行うことを検討すること。

【人と自然との触れ合い関係】

- 16 景観及び人と自然とのふれあい活動の場の調査期間については、調査地域の特性に応じて、夏だけでなく適切な調査期間を設定すること。
- 17 景観については、視点場の位置を示すとともに、その設定根拠について記載すること。

【環境への負荷関係】

18 温室効果ガス等について

廃棄物運搬車両及び建設機械等から排出される温室効果ガスについても考慮すること。

【その他】

19 施設の稼働に伴う温室効果ガス等による環境影響に関する評価については、県、市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性が図られているかどうかを評価する手法とすること。